

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年8月 28 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、飲食料品製造業分野についても「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「飲食料品製造業分野における特定技能	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、飲食料品製造業分野においては、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。	
	P.2	○2 つ目 ○3 つ目	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 6 号等の規定に基づく飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.3	目次	（新設）	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 4 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 7 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 14 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 19 第5 上陸許可に係る基準 21 第6 キャリア形成プログラム 23
3	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保） イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれの次のア及びイに定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業）に付随的に従事することは差し支えない。 ア 1号特定技能外国人 上記1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技

				能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。 イ 2号特定技能外国人 上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。 第三（略） 第四 経過措置 第二 1（1）ア①及び同（2）ア（ア）で定める技能水準並びに第二 2（1）ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
4	P.5		分野別運用要領（抜粋） 第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。 また、特定技能外国人が活動を行う事業所が主として行うこととされる下記 3 の（3）に掲げる産業のうち、	（削除）

			総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）以外の産業については、同一事業所内において製造・加工・販売が密接不可分の場合は、日本人が通常従事することとなる販売業務に付随的に従事することは差し支えない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保） （２）２号特定技能外国人 運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	
5	P.5	【業務内容】 ○１つ目	【主たる業務】 ○ 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。	【業務内容】 ○ 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、

		○2つ目 (1号特定技能外国人) ○ 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。	事業所の管理の作業）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。なお、分野別運用方針第二2（3）⑦に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することは認められません。
		○3つ目 ○ 分野別運用要領第3の1（1）に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。	○ 1号特定技能外国人 分野別運用方針第二1（1）に定める試験及び分野別運用方針第二2（1）アに定める業務に従い、第二1（1）アの試験合格により確認された技能を要するものであって、飲食料品製造業（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）の業務又は水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）の業務に幅広く従事しなければなりません。 ○ 分野別運用方針別表1のb．業務区分（従事する業務）の欄に記載している飲食料品製造業の業務区分における「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。分野別運用方針別表1のb．業務区分（従事する業務）の欄に記載している水産加工業の業務区分における「水産加工品の製造・加工」とは、原料（魚介藻類）の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥、冷凍冷蔵等の一連の生産行為等をいいます。

	P.6	○4つ目	(2号特定技能外国人) ○ 1号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全衛生の確保に加え、2号特定技能外国人は、これらに関する業務として次のようなものが想定されます。 衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等(以下「飲食料品製造業全般に関する管理業務」という。) ○ 2号特定技能外国人は、熟練した技能を持って、上記飲食料品全般に関する作業を自らの判断で適切に行うことが必要です。そのためには試験で立証された能力を生かし、またこれまで飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら自らも作業に関わり、トータルで管理できる能力が必要となります。その結果、主に飲食料品製造業全般に関する管理業務を中心に行い、従来の	単なる選別、包装(梱包)のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。 ○ 2号特定技能外国人 分野別運用方針第二1(2)アに定める試験及び分野別運用方針第二2(1)イに定める業務に従い、第二1(2)アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、飲食料品製造業(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)又は水産加工業(水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)に加え、複数の技能者を指導しながら、衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等に従事しなければなりません。なお、2号特定技能外国人は、事業所責任者(工場長等)が行う飲食料品製造業又は水産加工業に関する管理業務を補助することを前提に、役職等が与えられた上で当該業務に従事しなければなりません。 (削除)
--	-----	------	--	---

			製造・加工及び安全衛生の確保に関する作業に従事することも差し支えありません。 ○ なお、2号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助することを前提に雇用していただくことになりますので、役職等を命じ、業務に従事させる必要があります。	（削除）
6	P.6		【関連業務（共通）】 ○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ○ 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは認められません。 （1）原料の調達・受入れ （2）製品の納品 （3）清掃 （4）事業所の管理の作業 ○ なお、分野別運用要領第3の3（3）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することはできません。	（削除）
7	P.6	○1つ目	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国

			人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)1869	人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 <飲食料品製造業> 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-6744-1869 <水産加工業> 水産庁漁政部加工流通課加工振興班 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-6744-2349
8	P.6	【確認の対象書類】	(新設)	【確認対象の書類】 ○ 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-1号）（特定技能所属機関）
9	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」	分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (1) 1号特定技能外国人 飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。 ア 技能水準 次のいずれかの試験 ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準

			イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」 (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験） ア 試験区分 「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」 イ 実務経験 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。	「日本語教育の参照枠」の A 2.2 相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 飲食料品製造業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。 ア 技能水準 （ア）技能水準 別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの（イ） 実務経験 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの 第三（略） 第四 経過措置 第二 1 （1）ア①及び同（2）ア（ア）で定める技能水準並びに第二 2 （1）ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
1 0	P.8		分野別運用要領（抜粋） 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 (2)「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」（運用	(削除)

			方針３（２）アの試験区分） ア 技能水準及び評価方法（特定技能２号） （技能水準） 当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、飲食料品全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有することである。また、試験の合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験（以下「管理等実務経験」という。）を２年以上有することを要件とする（注）。 （中略） （注）令和５年６月９日の運用要領改正の時点で、飲食料品製造業分野の１号特定技能外国人として本邦において就労している期間が２年６か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能１号の在留期間上限の日までの日数から６か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。 第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 ２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 （１）飲食料品製造業分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と	
--	--	--	---	--

			技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。 この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。 （２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。	
1 1	P.8	【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○１つ目	○ １号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。	【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「飲食料品製造業特定技能１号評価試験」（分野別運用方針第二１（１）アの試験区分） 当該試験は、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにＨＡＣＣＰ（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、飲食料品製造業業務区分において、一定

	P.9	○2つ目 ○3つ目	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。 ○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。	の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「水産加工業特定技能1号評価試験」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 当該試験は、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、水産加工品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにHACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、試験の合格者は、水産加工業業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上 ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9
--	-----	-------------------------	--	--

				年4月1日以降も当分の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。 この場合において、当該技能実習2号を良好に修了した者は、特定技能移行後も飲食料品製造業区分及び水産加工業区分のどちらの業務区分においても業務に従事可能であり、転職可能です。 また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって上記日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。
12	P.9	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目	○ 2号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格等に加えて、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。 「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「飲食料品製造業特定技能2号評価試験」（分野別運用方針第二1（2）アの試験区分） 当該試験は、飲食料品（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有していることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、飲食料品製造業業務区分において熟練した技能を有するものと認められます。

			人物でなくてもよく、また職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助するものとし、例えば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職を想定しています。	
P.10	○2つ目	○ なお、実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。	○ 「水産加工業特定技能2号評価試験」（分野別運用方針第二1（2）アの試験区分） 当該試験は、水産加工業（水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有していることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、水産加工業業務区分において熟練した技能を有するものと認められます。 ・ 自らの業務区分において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。 「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一人物でなくてもよく、ま	

		○3つ目	(新設)	た職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業に関する管理業務を補助するものとし、例えば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職であることが必要です。 ・ 実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。 ※ 令和5年6月9日時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、当該時点における特定技能1号の通算在留期間の5年の残余の期間から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。 ○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（※） ※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 ※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。
--	--	------	------	--

				※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
13	P.11	【経過措置】 ○1つ目 <		

				<table><tr><td rowspan="2">能 1 号技能測定試験</td><td>能 1 号評価試験</td></tr><tr><td>水産加工業特定技能 1 号評価試験</td></tr><tr><td rowspan="2">飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験</td><td>飲食料品製造業特定技能 2 号評価試験</td></tr><tr><td>水産加工業特定技能 2 号評価試験</td></tr></table>	能 1 号技能測定試験	能 1 号評価試験	水産加工業特定技能 1 号評価試験	飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験	飲食料品製造業特定技能 2 号評価試験	水産加工業特定技能 2 号評価試験
能 1 号技能測定試験	能 1 号評価試験									
	水産加工業特定技能 1 号評価試験									
飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験	飲食料品製造業特定技能 2 号評価試験									
	水産加工業特定技能 2 号評価試験									
1 4	P.1 1	【確認対象の書類】 ○ 1 つ目	【確認対象の書類】 ＜特定技能 1 号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・「飲食料品製造業特定技能 1 号技能測定試験」の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。	【確認対象の書類】 ＜特定技能 1 号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・技能水準を証するものとして、次のいずれか 「飲食料品製造業特定技能 1 号評価試験」の合格証明書の写し 「水産加工業特定技能 1 号評価試験」の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして、次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A 2.2 相当以上）の写し 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって飲食料品製造業分野において特定技能 1 号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N 4 以上）を受験し、合格する必要はありません。						

	P.1 2	○2つ目	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか - 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し - 牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し - パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し - 惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号） * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか （飲食料品製造業） - 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し - パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し - 惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し （水産加工業） - 水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し - 水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号） * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の
--	-------	------	---	---

			＜特定技能2号の場合＞ ○ 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の合格証明書の写し	「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。 ＜特定技能2号の場合＞ ・技能水準を証するものとして、次のいずれか 「飲食料品製造業特定技能2号評価試験」の合格証明書の写し 「水産加工業特定技能2号評価試験」の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のもの 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る。） *令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
15	P.13	【留意事項】 ○1つ目	【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ＜特定技能2号＞ ○ 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。 実務経験を証明する書面等については、「飲食料品製造	【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ＜特定技能2号＞ ○ 特定技能2号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。 実務経験を証明する書面等については、「飲食料品製

		業特定技能技能測定試験実施要領」を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。 ○ 飲食料品製造業分野の管理者等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。 例) 改正の日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人としての在留期間（再入国出国期間を含む。）が「3年20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年11か月と10日（23か月と10日）」の場合、実務経験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日（17か月と10日）以上」が必要です。 ・計算式 在留期間の上限の日までの残日数 － 除外する期間 1年11か月と10日 6か月 ※2 （23か月と10日） ※1 = 必要な実務経験期間 1年5か月と10日 （17か月と10日） ※1 「在留期間上限期間5年（60か月）」から、これまでの特定技能1号の就労期間を差し引いてください。 （上記の例では、「5年（60か月）」から「就労期間3	造業分野（飲食料品製造業務）特定技能評価試験実施要領」又は「飲食料品製造業分野（水産加工業務）特定技能評価試験実施要領」を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。 （削除）
--	--	--	---

			年と20日（36か月と20日）」を差し引いて算出しています。） ※2 除外する期間（人事発動のための準備期間）は一律で6か月です。	
16	P.14	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 - 一 中分類 09—食料品製造業 - 二 小分類 101—清涼飲料製造業 - 三 小分類 103—茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） - 四 小分類 104—製氷業 - 五 細分類 5621—総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） - 六 細分類 5811—食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） - 七 細分類 5861—菓子小売業（製造小売） - 八 細分類 5863—パン小売業（製造小売） - 九 細分類 5896—豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに	告示第2条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 - 一 中分類 09—食料品製造業 - 二 小分類 101—清涼飲料製造業 - 三 小分類 103—茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） - 四 小分類 104—製氷業 - 五 小分類 583—食肉小売業（ただし、食料品製造を行うものに限る。） - 六 細分類 5621—総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） - 七 細分類 5811—食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） - 八 細分類 5861—菓子小売業（製造小売） - 九 細分類 5863—パン小売業（製造小売）

			限る。)	十 細分類 5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ 等加工食品の製造を行うものに限る。)
17	P.15	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【特定技能所属機関及び事業所】 ○1つ目 ○2つ目	○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。 ① 中分類 09－食料品製造業 ② 小分類 101－清涼飲料製造業 ③ 小分類 103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） ④ 小分類 104－製氷業 ⑤ 細分類 5621－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） ⑥ 細分類 5811－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） ⑦ 細分類 5861－菓子小売業（製造小売） ⑧ 細分類 5863－パン小売業（製造小売） ⑨ 細分類 5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。 ① 中分類 09－食料品製造業 ② 小分類 101－清涼飲料製造業 ③ 小分類 103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） ④ 小分類 104－製氷業 ⑤ 小分類 583－食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。） ⑥ 細分類 5621－総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。） ⑦ 細分類 5811－食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。） ⑧ 細分類 5861－菓子小売業（製造小売） ⑨ 細分類 5863－パン小売業（製造小売）

	P.1 6	○5つ目	限る。 なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑤を除く）、飲食料品小売業（上記⑥～⑨を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。 ○ 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。 他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑨を除く）が、事業所内の一区画で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。	⑩ 細分類 5896—豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。） なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑥を除く）、飲食料品小売業（上記⑤、⑦～⑩を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。 ○ 飲食料品卸売業者若しくは飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）又は外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセンター方式であるセントラルキッチンや集中調理施設の給食センター）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。 他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑩を除く）が、事業所内の一区画で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。
	P.1 7	○7つ目	○ 上記⑦～⑨は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。	○ 上記⑤、⑧～⑩は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。
1 8	P.1 7	【協議会】 ○1つ目	○ 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用要領第3の3（3）に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類	【協議会】 ○ 特定技能所属機関が、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他関係者で構成される食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用方針第二2（3）⑦に示し

			等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。	た日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。
	P.18	○3つ目 ○6つ目	○ なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑤又は⑥の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。 ○ 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。 【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式 ・ 想定されるキャリアルート ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など	○ なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑥又は⑦の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。 ○ 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。 〈キャリアアッププランの内容の例〉 ※任意様式 ・ 想定されるキャリアルート (※) ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など ・ 職務上の地位・賃金をはじめとする処遇向上など ※ 前述の「経過措置」のとおり、令和9年4月1日以降、飲食料品製造業分野の飲食料品製造業全般の業務区分から、水産加工業の業務区分は切り分けられますが、水産加工業の業務区分で受け入れる外国人の採用に当たっては、雇用契約を締結する際に転職できる範囲（原則として同一の業務区分内に限ること等）を含むキャリアパスや待遇等について丁寧に説明し、同意を得る必要があることが協議会で定め

		○ 8 つ目	○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03(6744)1869	られています。 ○ 協議会において、飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。詳細は、以下の連絡先にお問い合わせください。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03(6744)2397
19	P.18		【留意事項】 ○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載して	（削除）

			います。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13－2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	
20	P.20	第4 適合	【留意事項】	（削除）

		1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【留意事項】	○ 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様	
21	P.21	第5 上陸許可に係る基準 【労働者派遣】		【労働者派遣】
22	P.22	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ○ 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-1号）	【確認対象の書類】 ○ 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-1号）（特定技能所属機関）
23	P.23	第6 育成・キャリア形成プログラム 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	（新設）	第6 育成・キャリア形成プログラム 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項 農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る飲食料品製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム

				(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ② レベルアップするときに必要な経験、実績・資格・検定など
24	P.24	○1つ目	(新設)	○ 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
		○2つ目	(新設)	○ 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、農林水産省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表(飲食料品製造業)					
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能1号が適用される業種区分	技能水準及び評価方法等	日本諸能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 飲食料品製造業(「肉類を加工・包装する」及び「食品を包装する」の職種)	飲食料品製造業(「肉類を加工・包装する」の職種)	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
			肉類を加工・包装する	肉類を加工・包装する	
【特定技能2号】 飲食料品製造業(「肉類を加工・包装する」の職種を除く。)					肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を修了した者は、国際交流基金日本語基礎コース及び日本諸能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験年数(飲食料品製造業分野において連続の作業を指揮しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験)が求められています。

別表(飲食料品製造業)				別表(飲食料品製造業)	
業種区分及び特定の技能実習2号が適用する業種	技能水準及び評価方法等	日本諸能力水準及び評価方法等	技能水準及び評価方法等	技能水準及び評価方法等	技能水準及び評価方法等
特定技能1号	飲食料品製造業(「肉類を加工・包装する」の職種)	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種
	水産加工業(水産加工品の製造・加工の職種)	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種

特定技能2号	飲食料品製造業(「肉類を加工・包装する」の職種を除く。)	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種	肉類を加工・包装する(肉類を加工・包装する)の職種 又は 食品を包装する(食品を包装する)の職種
	水産加工業(水産加工品の製造・加工の職種)	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種	水産加工品の製造・加工(水産加工品の製造・加工)の職種

※「業種区分及び適用する業種」については、国際交流基金日本語基礎コース及び日本諸能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

26	分野 参考様 式 第13 -1 号	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第13-1号 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）であること。 2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務であること。 3. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5621 総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） 6 細分類 5811 食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） 7 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 8 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 9 細分類 5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。） 4. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 5. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 6. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 7. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 8. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
----	----------------------------------	---	--

			9. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。 10. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 9. あらかじめ、特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られていることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明すること。 10. 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
--	--	--	--	--